

5 章

賑わい空間の 維持管理方針と 賑わいづくりの 手法について

5-1 賑わい空間の維持管理方針

ここでは、賑わい空間の維持管理方針について、「①体制や仕組みづくり」「②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）」の2つの観点に分けて、考え方と方針を示す

① 体制・仕組みづくり

①-1 市民参加型かつ能動的な維持管理の仕組みづくり

ニワについては、従来の官主導の維持管理だけでなく、市民参加型で能動的な維持管理を行う
ex) 市民ガーデナーの育成・市民参加型ボランティアガーデン 等

①-2 景観を維持・保全していくための維持管理体制の構築

公共空間管理者（行政）、公共空間内施設運営事業者（民間）、沿道（建築物）管理者（沿道地権者・事業者等）が連携できる維持管理体制を構築する

② 日常的なメンテナンス（点検や清掃等）

②-1 官民連携によるきめ細やかな点検と維持管理

- ニワの使用者の当事者意識の醸成と維持管理の実施
- ストリートファニチャーや舗装、植栽等、日常時の点検を行政と沿道地権者の連携によって丁寧に行い、きめ細やかな清掃・補修につなげる
ex) 沿道地権者との維持管理協定、ほこみち制度の活用、アダプト・プログラムの導入等

②-2 高質な空間の維持管理のための財源確保方策の検討

- 木材（ベンチ・ウッドデッキ等）の維持管理など、整備後のグレードを維持するための財源確保方策の検討を行う
- 将来的に、沿線受益者から還元させるような仕組みづくりを検討し、持続性確保につなげていく
ex) 使途を明示した寄付金制度の活用（“ニワミチ基金”）等



市民参加型花壇管理プロジェクト 「Green Commons」（神戸市）

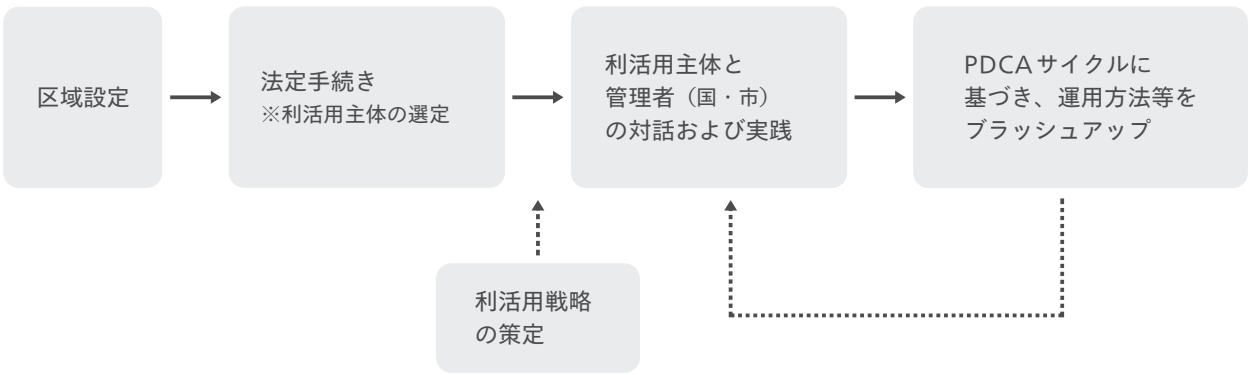
5-2 賑わいづくりの手法

- 多様な主体がまちに関わるためには、官民の役割分担や各種官民連携の諸制度を活用していく必要がある
- ここでは、賑わいづくりの手法として、「賑わいづくり・空間活用に向けたプロセス」および現時点で区域が明確になっていない道路上の「活用想定エリア」について示す
- また、道路上の「利活用想定エリア」については、p.42以降に必要な手続きフローについても示す
- バスタエリア内については、バスターミナル運営を行う運営事業者を主体として賑わいづくりを行い、バスタエリア以外のエリアについては、NYPを主体として賑わいづくりを行う

賑わいづくり・空間活用に向けたプロセス

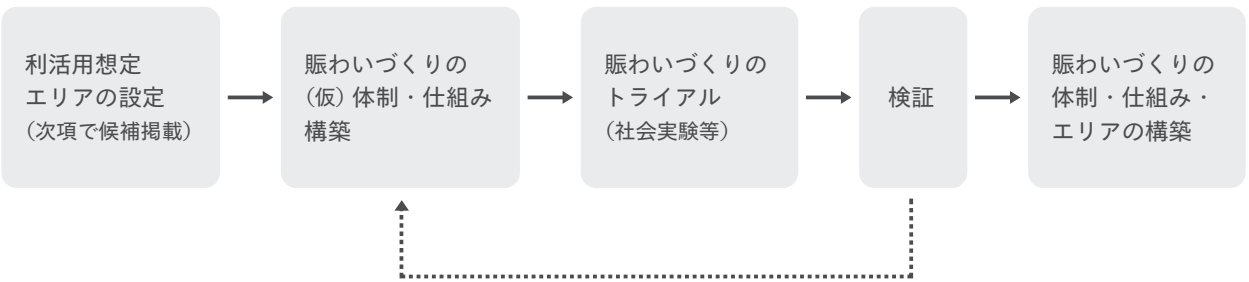
① バスタエリア（コンセッション制度を活用）および中央通り公園エリア（Park-PFI制度を活用）について

区域が設定されているバスタエリア（コンセッション制度を活用）、中央通り公園エリア（Park-PFI制度を活用）については、利活用主体が比較的明確になることから、本戦略の記載内容をベースとして四日市市と利活用主体で対話を進めつつ賑わいづくりを進めていく



② バスタエリア（コンセッション制度を活用）および中央通り公園エリア（Park-PFI制度を活用）以外のエリア（「利活用想定エリア」）について

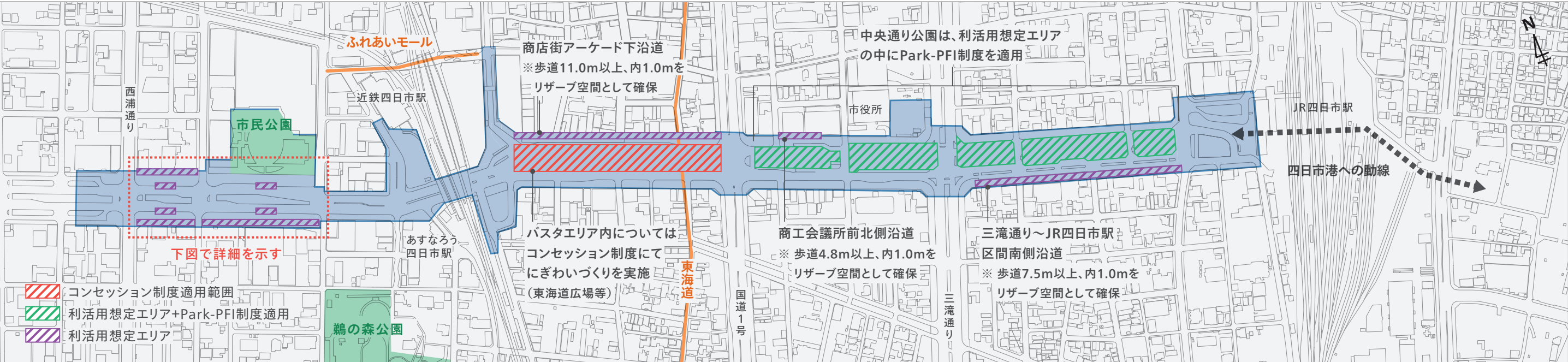
- コンセッション制度適用範囲とPark-PFI事業範囲を除く、歩道上の利活用想定エリアにおいては、今後、社会実験などを実施し、実現可能性を調査しつつ、賑わいづくりを進めていく
- 場合に依じて、利活用社会実験等を通じて、利活用想定エリアの精査を行い、沿道地権者等の意向も踏まえ、賑わいづくりを図るエリアを決定していく



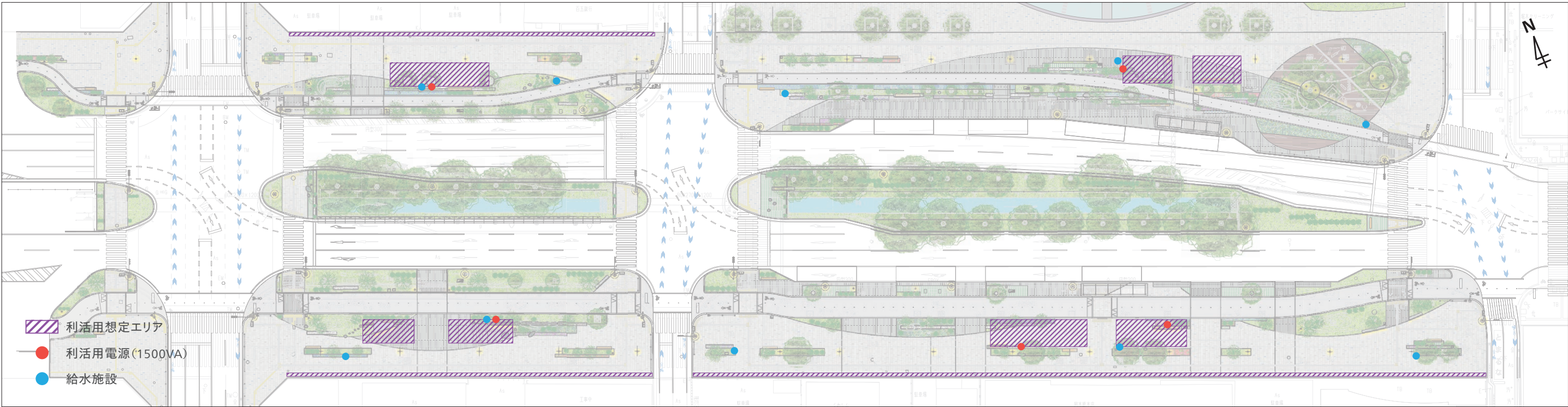
中央通り全線において利活用を行う範囲を「コンセッション制度適用範囲」「Park-PFI制度適用範囲」「利活用想定エリア」に分けて下記に示す

※利活用想定エリアについては前頁記載のプロセスのとおり、エリアが変更となった場合は、本戦略の追記修正を適宜行う

中央通り全線の利活用範囲



先行整備区間での利活用想定エリア（案）



官民連携の賑わいづくりに向けて、空間利用を促進するために活用が想定される制度を以下に示す

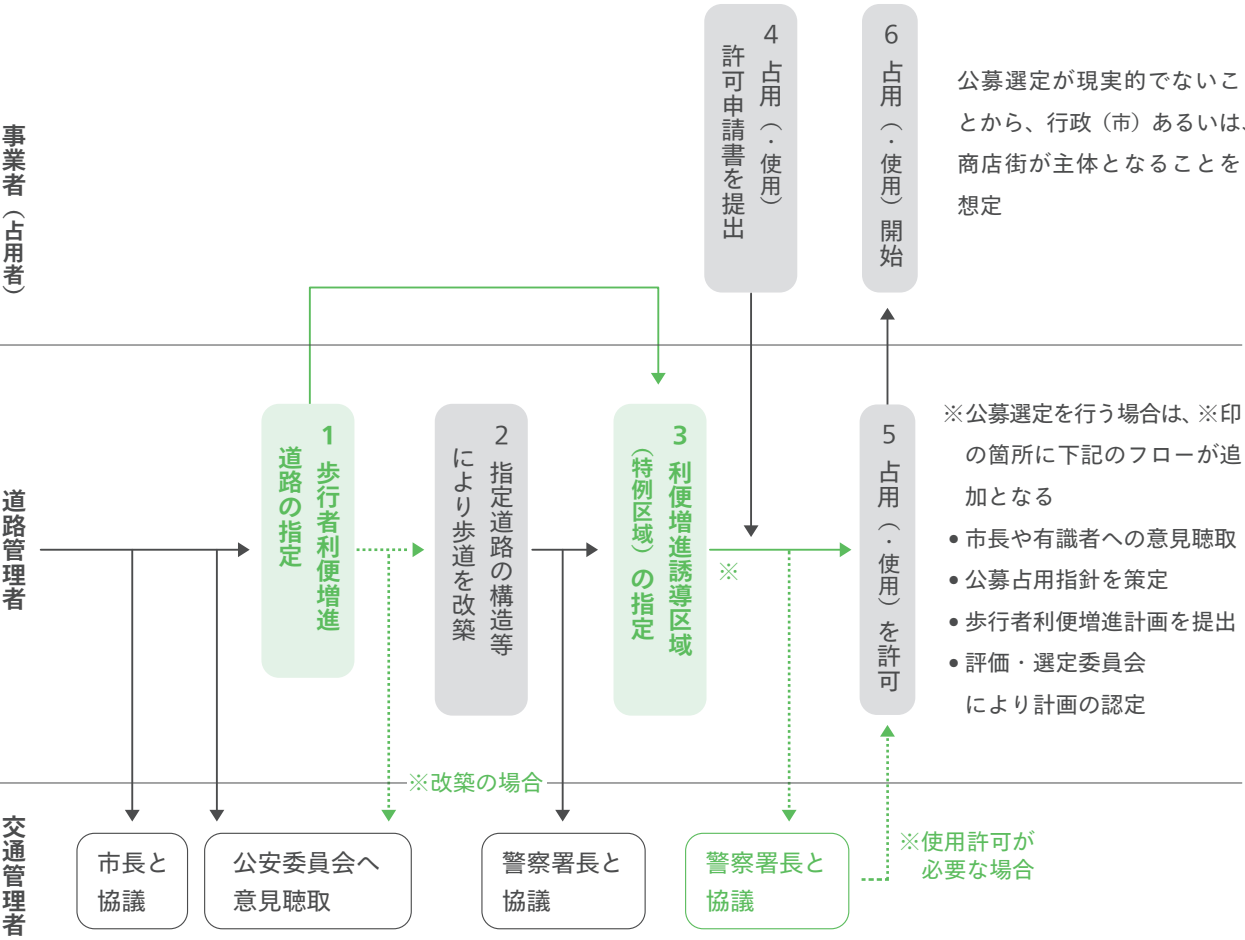
① 歩行者利便増進道路（ほこみち）指定制度

制度概要

歩行者利便増進道路の指定は、道路管理者が歩行者利便増進道路（ほこみち）を指定し、利便増進誘導区域（特例区域）によってオープンカフェや露店等の道路占用許可基準を緩和する制度である

民間事業者による歩行者施設の整備等を認めるため、占用特例制度と公募占用制度を設け、占用者を公募で選定した場合、通常5年の占用期間が20年となる

手続きフロー（想定）



(1) 歩行者利便増進道路と利便増進誘導区域（特例区域）の指定

市長との協議、公安委員会への意見聴取を経て道路を指定する。指定道路の歩道を改築する場合は、再度公安委員会へ意見聴取を行う。また警察署長との協議を実施し、指定道路内に利便増進道路誘導区域（特例区域）を指定する。

(2) 道路占用（・使用）許可

事業者は道路管理者へ占用許可申請書と使用許可申請書を提出後、道路管理者により占用を、警察署長により使用を許可される。

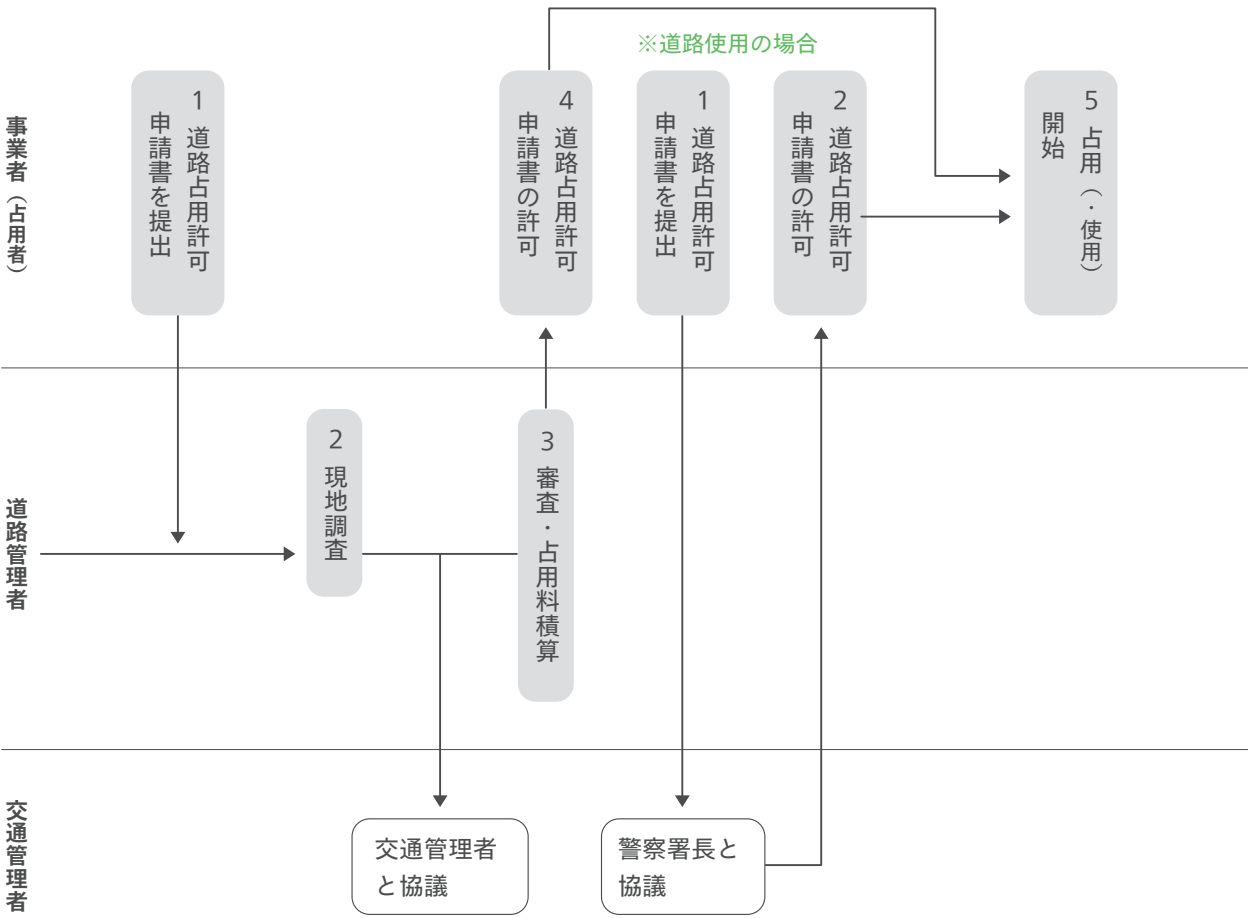
② 道路占用許可制度

制度概要

道路占用許可制度は、道路上に一定の施設を設置し、道路を独占的・継続的に使用する「道路占用」に対する許可制度で、道路管理者の許可を受ける必要がある

許可を受けられる占用期間は、公益企業であれば10年、その他の一般許可では5年が期限となっており、占用にあたっては占用料の支払いが必要となる

手続きフロー（想定）



(1) 道路占用・使用許可制度

道路占用では、道路管理者への道路占用許可申請を行い、現地調査等を実施の上、審査、占用料積算を行い、道路占用が許可される。道路交通法に基づく道路使用の場合、交通管理者へ道路使用許可の提出が必要。

(2) 道路占用（・使用）許可

事業者は道路管理者へ占用許可申請書と使用許可申請書を提出後、道路管理者により占用を許可される。

「ニワミチよっかいち」
利活用戦略

令和8年8月

四日市市 都市整備部 市街地整備課
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
TEL：059-354-8200
FAX：059-354-8404
E-mail：chuodori-st@city.yokkaichi.mie.jp

